KCAB
Korean Commercial Arbitration Board

大韓商事仲裁院

国際仲裁規則

2026年1月1日施行

第一章 総則
第1条　規則及び機関……1
第2条　定義……3
第3条　適用範囲……5
第4条　通知・書面提出……6
第5条　期限……7
第6条　一般規則……8
第7条　代理……9

第二章 仲裁開始
第8条　仲裁申立て……10
第9条　申立書に対する答弁及び反対請求……12

第三章 仲裁廷
第10条 一般規定……15
第11条 仲裁人の数……16
第12条 仲裁人の選任……17
第13条 仲裁人の確認……20
第14条 仲裁人の忌避……21
第15条 仲裁人の交替及び解任……23

第四章 仲裁手続
第16条 手続の進行……25
第17条 手続に関する規則……27
第18条 準備会合及び日程表……27
第19条 追加書面……28
第20条 請求、抗弁及び反対請求の変更……28
第21条 当事者の追加……29
第22条 複数契約による単一の仲裁申立て……32
第23条 仲裁の併合……32
第24条 並行手続……34
第25条 仲裁地……35
第26条 仲裁廷の仲裁権限……36
第27条 証拠……38
第28条 仲裁廷選任専門家……38
第29条 仲裁言語……39
第30条 準拠法……40
第31条 審問……40
第32条 審理の終結……42
第33条 保全措置及び暫定措置……42
第34条 当事者の懈怠……43
第35条 請求の取下げ……44
第36条 早期判断……45

第五章 仲裁判断
第37条 仲裁判断の方式及び効力……46
第38条 同意による仲裁判断……47
第39条 終局仲裁判断の期限……47
第40条 仲裁判断の精査……48
第41条 仲裁判断の通知及び寄託……49
第42条 仲裁判断の訂正及び解釈……49
第43条 追加仲裁判断……50
第44条 仲裁判断の差戻し……51

第六章 迅速手続
第45条 迅速手続の適用……52
第46条 迅速手続における仲裁人の選任……53
第47条 迅速手続に基づく手続進行……54
第48条 迅速手続における仲裁判断……55
第49条 準用……55

第七章ファストトラック手続
第50条 ファストトラック手続の適用……56
第51条 ファストトラック手続における仲裁人の選任……57
第52条 ファストトラック手続に基づく手続進行……58
第53条 ファストトラック手続における仲裁判断……59

第八章 費用
第54条 仲裁費用の予納……60
第55条 仲裁費用の分担……62
第56条 当事者が負担した費用……63

第九章 その他
第57条 放棄……64
第58条 免責……64
第59条 秘密保持……64
第60条 情報セキュリティ……65

別紙
別紙1：申立料金及び管理料金に関する規程……67
別紙2：仲裁人の報酬及び経費に関する規程……70
別紙3：緊急仲裁人による緊急措置……74

大韓商事仲裁院　国際仲裁規則

Copyright © 2025. Korean Commercial Arbitration Board (KCAB).
All rights reserved.

大韓商事仲裁院の国際仲裁規則に関する全ての著作権その他の関連する財産権は、
大韓商事仲裁院（KCAB）に帰属する。法令により認められる場合又は大韓商事仲裁院の書面
による承諾を得た場合を除き、本資料のいかなる部分も、いかなる形式又は方法によっても、
複製、頒布又は改変してはならない。

本刊行物は、英語を原文として作成され、他の言語に翻訳されたものである。
英語版と他の言語版との間に相違がある場合には、英語版が優先する。

国際仲裁規則

2026年1月1日施行

大韓商事仲裁院（KCAB）

目次

第一章 総則

第1条 規則及び機関 …… 1
第2条 定義 …… 3
第3条 適用範囲 …… 5
第4条 通知･書面提出 …… 6
第5条 期限 …… 7
第6条 一般規則 …… 8
第7条 代理 …… 9

第二章 仲裁開始

第8条 仲裁申立て …… 10
第9条 申立書に対する答弁及び反対請求 …… 12

第三章 仲裁廷

第10条 一般規定 …… 15
第11条 仲裁人の数 …… 16
第12条 仲裁人の選任 …… 17
第13条 仲裁人の確認 …… 20
第14条 仲裁人の忌避 …… 21
第15条 仲裁人の交替及び解任 …… 23

第四章 仲裁手続

第16条 手続の進行 …… 25
第17条 手続に関する規則 …… 27
第18条 準備会合及び日程表 …… 27
第19条 追加書面 …… 28
第20条 請求、抗弁及び反対請求の変更 …… 28
第21条 当事者の追加 …… 29
第22条 複数契約による単一の仲裁申立て …… 32
第23条 仲裁の併合 …… 32
第24条 並行手続 …… 34
第25条 仲裁地 …… 35
第26条 仲裁廷の仲裁権限 …… 36
第27条 証拠 …… 38
第28条 仲裁廷選任専門家 …… 38
第29条 仲裁言語 …… 39
第30条 準拠法 …… 40
第31条 審問 …… 40
第32条 審理の終結 …… 42
第33条 保全措置及び暫定措置 …… 42
第34条 当事者の懈怠 …… 43
第35条 請求の取下げ …… 44
第36条 早期判断 …… 45

第五章 仲裁判断

第37条 仲裁判断の方式及び効力 …… 46
第38条 同意による仲裁判断 …… 47
第39条 終局仲裁判断の期限 …… 47
第40条 仲裁判断の精査 …… 48
第41条 仲裁判断の通知及び寄託 …… 49
第42条 仲裁判断の訂正及び解釈 …… 49
第43条 追加仲裁判断 …… 50
第44条 仲裁判断の差戻し …… 51

第六章 迅速手続

第45条 迅速手続の適用 …… 52
第46条 迅速手続における仲裁人の選任 …… 53
第47条 迅速手続に基づく手続進行 …… 54
第48条 迅速手続における仲裁判断 …… 55
第49条 準用 …… 55

第七章 ファストトラック手続

第50条 ファストトラック手続の適用 …… 56
第51条 ファストトラック手続における仲裁人の選任 …… 57
第52条 ファストトラック手続に基づく手続進行 …… 58
第53条 ファストトラック手続における仲裁判断 …… 59

第八章 費用

第54条 仲裁費用の予納 …… 60
第55条 仲裁費用の分担 …… 62
第56条 当事者が負担した費用 …… 63

第九章 その他

第57条 放棄 …… 64
第58条 免責 …… 64
第59条 秘密保持 …… 64
第60条 情報セキュリティ …… 65

別紙

別紙1：申立料金及び管理料金に関する規程 …… 67
別紙2：仲裁人の報酬及び経費に関する規程 …… 70
別紙3：緊急仲裁人による緊急措置 …… 74

第1章 総則

第1条 規則及び機関

1.1
本規則は、大韓商事仲裁院（以下「KCAB」という。）の国際仲裁規則であり、以下、これを「国際仲裁規則」又は「本規則」と称する。本規則に基づき行われる仲裁は、大韓商事仲裁院の国際仲裁センター（以下「KCAB国際仲裁センター」という。）が管理する。

1.2
KCAB国際仲裁センターには、本規則に定める職務を遂行するためにKCAB国際仲裁センターが指定する機関又は者（裁判所、その所長若しくは副所長、事務総長及び事務局を含む。）が含まれる。

1.3
KCAB国際仲裁裁判所（以下「KCAB裁判所」という。）は、本規則に定める事件管理上の職務を独立して遂行する機関である。KCAB裁判所は、KCAB裁判所の長が統括する。KCAB裁判所は、KCAB国際仲裁センターの事務局（以下「事務局」という。）の補助及び支援を受けて、その職務を遂行する。

1.4
事務局は、事務総長の指揮及び監督の下で行動し、本規則に定める職務を遂行する。

1.5
事務総長は、仲裁手続に関する各事件を、ケース・カウンセルに割り当てなければならず、ケース・カウンセルは本規則に従ってその管理を担当する。

1.6
KCAB裁判所及び事務局は、本規則の全ての規定を解釈する権限を有する。ただし、仲裁廷の権限及び義務に関係する規定については、この限りでない。

1.7
本規則に基づきKCAB裁判所、KCAB裁判所の長、事務総長及び事務局が行う全ての決定は、本規則に別段の定めがある場合を除き、終局的なものであり、当事者及び仲裁廷を拘束する。当事者は、当該決定について裁判所その他の司法機関に不服を申し立てる権利を、かかる権利の放棄が有効になし得る限りにおいて、放棄する。

1.8
KCAB裁判所、KCAB裁判所の長、事務総長及び事務局は、本規則に基づき行う決定の理由を示す義務を負わない。ただし、KCAB裁判所は、当事者らの共同の要請がある場合、第14条及び第23条に基づく特定の決定について理由を示すことができる。当事者らによるかかる共同の要請は、理由の提示を求める決定が行われる前になされなければならない。例外的な事情がある場合、KCAB裁判所は、共同の要請がなされたときであっても、理由を示さないことを決定することができる。

1.9
本規則は、2026年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。当事者間に別段の合意がない限り、本規則は、施行日以降に開始する、本規則第3.1条に該当する仲裁に適用されるものとみなす。

1.10
施行日前に開始した仲裁手続には、従前の規則を適用する。ただし、当事者は、施行日以降、本規則を適用することに合意することができる。かかる当事者の合意は、施行日前に行われた仲裁手続の有効性に影響を及ぼさない。

第2条 定義

本規則において使用される用語の定義は、次のとおりとする。

(a) 「追加当事者」とは、第21条に基づく当事者追加申立ての対象となる当事者をいい、1人又は複数の追加当事者が含まれる。
(b) 「費用予納金」とは、仲裁人の報酬及び経費並びにKCABの管理料金を含む仲裁費用に充てるため、事務総長が定める金額をいう。
(c) 「仲裁廷」とは、当該仲裁において選任された1人又は複数の仲裁人により構成される仲裁廷をいう。
(d) 「仲裁費用」には、別紙1（申立料金及び管理料金に関する規程）及び別紙2（仲裁人の報酬及び経費に関する規程）に従い仲裁手続中に生じた申立料金、管理料金、仲裁人及び緊急仲裁人の報酬及び経費、並びに仲裁手続中にKCAB国際仲裁センターに生じたその他の経費が含まれる。
(e) 「仲裁判断」には、別段の明示的な定義がある場合を除き、とりわけ、仲裁廷が行う一部仲裁判断、暫定仲裁判断、中間仲裁判断、終局仲裁判断、同意による仲裁判断又は追加仲裁判断等が含まれる。

(f) 「KCAB裁判所の長」とは、KCAB国際仲裁裁判所の所長又は副所長をいう。
(g) 「申立人」には、1人又は複数の申立人が含まれる。
(h) 「施行日」とは、本規則が施行される日、すなわち2026年1月1日をいう。
(i) （第3.1条(b)にいう）「国際仲裁」とは、KCABにおける仲裁及び／又はKCAB仲裁規則に基づく仲裁を定める仲裁合意に基づき申し立てられ、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たす場合に、国際仲裁規則の適用を受ける「国際仲裁」とみなされる仲裁をいう。
  ⅰ. 仲裁合意をした当時、仲裁合意の当事者らのうち1人以上が、韓国以外の国に営業所を置いている場合、又は
  ⅱ. 仲裁合意により定めた仲裁地が韓国以外の国である場合
(j) 「当事者」には、申立人、被申立人及び追加当事者が含まれる。
(k) 「営業所」とは、次の各号のいずれかをいう。
  ⅰ. 一つを超える営業所を有する当事者の場合は、主な営業所、又は
  ⅱ. 営業所を有しない当事者の場合は、常居所
(l) 「被申立人」には、1人又は複数の被申立人が含まれる。
(m) 「本規則」とは、KCAB国際仲裁規則をいう。
(n) 「事務局」とは、KCAB国際仲裁センターの事件管理部門をいう。
(o) 「事務総長」とは、KCAB国際仲裁センターの事務総長又は事務次長をいう。
(p) 「仲裁廷補助者」とは、当事者の同意を得て仲裁廷により選任され、仲裁廷のために、かつ、その監督の下で行われる管理上及び手続上の事務について仲裁廷を補助する者をいう。

第3条 適用範囲

3.1
次の各号のいずれかの場合、仲裁は本規則に従って行われ、本規則は、当事者が書面により合意した修正に従うことを条件として、仲裁合意の一部を構成するものとみなす。

(a) 当事者らが、その紛争を本規則に基づく仲裁及び／又はKCAB国際仲裁センターにおける仲裁に付託する旨を書面により合意した場合、又は
(b) 当事者らが、その紛争をKCABにおける仲裁及び／又はKCAB仲裁規則に基づく仲裁に付託する旨を書面により合意し、かつ、当該仲裁が第2条に定義する国際仲裁である場合、又は
(c) 当事者らが、その紛争をKCABにおける仲裁及び／又はKCAB仲裁規則に基づく仲裁に付託する旨を書面により合意し、かつ、KCABの長が、当該事件の事情を考慮して、KCAB国際仲裁センターに当該仲裁を割り当て、本規則に基づき管理させることが適切であると判断した場合

3.2
本規則のいずれかの規定が、当事者がその適用を排除することのできない仲裁に適用される法令の規定に反する場合には、当該法令の規定が優先する。

3.3
当事者らが、その紛争を本規則に基づく仲裁及び／又はKCAB国際仲裁センターにおける仲裁に付託すること、又は第2条に定義する国際仲裁についてKCABにおける仲裁に付託することに合意した場合、当事者らは、仲裁がKCAB国際仲裁センターにより本規則に従って管理されることに合意したものとみなす。

第4条 通知・書面提出

4.1
本規則に別段の定めがある場合又は事務局若しくは仲裁廷が別段の指示をする場合を除き、当事者が提出する証拠書類を含む全ての書面による交信及び提出物、並びに事務局及び仲裁廷からの全ての通知及び書面による交信は、次の各号のいずれかの方法により行う。

(a) 電子メール又はファクシミリを含む、送信記録が残る電磁的な通信手段
(b) KCAB国際仲裁センターが提供するオンライン紛争解決プラットフォーム、又は
(c) 手交、書留郵便又は宅配便等の発送記録が残る方法による紙媒体での送付

4.2
第4.1条(a)に基づく当事者に対する全ての書面による交信、提出物及び通知は、受領当事者が同意し又は通知した連絡先に送信しなければならず、かかる同意又は通知がない場合には、受領当事者又はその代理人について最後に知られた連絡先に送信しなければならない。

4.3
第4.1条(c)に基づく当事者に対する全ての書面による交信、提出物及び通知は、受領当事者又はその他の当事者が同意し又は通知した住所に送付しなければならず、かかる同意又は通知がない場合には、受領当事者又はその代理人について最後に知られた住所に送付しなければならない。かかる交信、提出物又は通知は、受領証の発行を受ける交付、書留郵便、宅配便その他発送の事実を証明し得る手段により当事者に送付することができる。

4.4
通知又は交信は、当事者若しくはその代理人がこれを受領した日、又は、第4.2条及び第4.3条に従い受領当事者若しくはその代理人について最後に知られた住所若しくは連絡先に対して行われた場合には、当事者若しくはその代理人がこれを受領すべきであった日に、到達したものとみなす。

4.5
仲裁廷が構成されるまでは、当事者相互間又は各当事者と仲裁人との間の全ての書面による交信は、事務局を経由して行う。事務局は、全ての書面による交信の写しを当事者及び仲裁人に送付する。仲裁廷が構成された後は、仲裁廷が別段の指示をしない限り、口頭又は書面のいずれであるかを問わず、全ての交信は、当事者相互間又は各当事者と仲裁廷との間で直接行い、その写しを同時に事務局に送付する。

4.6
事務局が仲裁廷に代わって一方の当事者に書面による交信を送る場合、事務局は、その他の全ての当事者にもその写しを送付しなければならない。

第5条 期限

5.1
期限の起算点を定めるに当たり、通知又はその他の交信は、第4条に従って到達した日に受領されたものとみなす。

5.2
期限の遵守を判断するに当たり、通知又はその他の交信が第4条に従って期限満了日以前又は期限満了日に受領された場合、その通知又は交信は、期限を遵守したものとみなす。

5.3
本規則に基づき期間を算定するに当たっては、第4条に従って通知又はその他の交信が到達した日の翌暦日から起算する。かかる期間の末日が受領人の居住地又は営業地において公的な祝日又は非営業日である場合、期間は、その翌営業日に満了する。期間中の公的な祝日又は非営業日は、期間の算定に含まれる。

5.4
当事者らは、書面による合意により、本規則に定める期限を変更することができる。仲裁廷の構成後に当事者らが合意した期限の変更は、仲裁廷の承認を得た場合に限り効力を生ずる。仲裁廷は、仲裁判断を行う期限を除き、本規則に基づき自らが定めた期限を、適切と判断するところに従って変更することができる。仲裁廷は、期限を変更する場合、当事者及び事務局に通知し、その変更の理由を示さなければならない。

5.5
事務総長又はKCAB裁判所は、仲裁廷、事務総長及びKCAB裁判所が本規則に基づく各自の責務を果たすために必要と判断した場合、職権により、本規則に定める期限を延長することができる。

第6条 一般規則

KCAB裁判所、事務局及び仲裁廷は、本規則の精神に則り行動し、仲裁が迅速かつ費用効率の高い方法で行われ、かつ、仲裁判断が法律上執行可能なものとなるよう、あらゆる努力を尽くさなければならない。

第7条 代理

7.1
本規則に基づく手続において、当事者は、自らが選任する者をして、自らを代理させることができる。ただし、事務局又は仲裁廷が求めるところに従い、その代理権を証明しなければならない。

7.2
各当事者は、その代理人の変更又は追加を予定する場合、速やかに、事務局、仲裁廷及びその他の当事者に通知しなければならない。

7.3
仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権により、当事者に意見を述べる合理的な機会を与えた後、当事者の代理人の変更から生ずる利益相反を回避するために必要な措置（新たな代理人に仲裁手続の全部又は一部への参加を認めないことを含む。）を講ずることができる。

第2章　仲裁開始

第8条 仲裁申立て

8.1
本規則に基づき仲裁を開始しようとする当事者は、証拠書類がある場合にはこれを添付して、仲裁申立書（以下「申立書」という。）を事務局に提出しなければならない。

8.2
申立書には、次の事項を記載しなければならない。

(a) 当事者及び（代理人を選任している場合には）代理人の氏名又は名称、住所、国番号及び地域番号を含む電話番号及びファクシミリ番号、並びに電子メールアドレス
(b) 当事者についての記載（当事者が会社である場合は、その設立地及び会社形態、個人である場合は、その国籍及び主な居住地又は勤務地）
(c) 請求の原因となった紛争の性質及び状況に関する記述
(d) 請求の趣旨（可能な範囲で請求金額の表示を含む。）
(e) 仲裁地、仲裁言語、準拠法、仲裁人の数並びに仲裁人の資格（該当する場合）及び氏名その他の手続に関して当事者らが既に書面により合意した事項の記述又はかかる事項に関する申立人の提案
(f) 仲裁合意が当事者による仲裁人の指名を求めている場合、申立人が指名する仲裁人の氏名、住所、国番号及び地域番号を含む電話番号及びファクシミリ番号、並びに電子メールアドレス
(g) 申立書の根拠となる仲裁合意を含む関連契約、並びに
(h) 複数の仲裁合意に基づき複数の請求を行う場合、各請求の根拠となる仲裁合意の表示

8.3
申立書は、電磁的方法により提出することができる。当事者らは、本規則に基づく仲裁に合意することにより、電磁的方法による申立書の送達を受け、これを受領することに同意したものとする。申立人は、申立書の提出時に、当該提出日に施行されている別紙1に従い、申立料金を納付しなければならない。

8.4
事務局は、申立書が第8.2条に定める要件を満たすか否かを判断する。申立人が第8.2条に定める要件のいずれかを満たさず、又は申立料金が納付されない場合、事務局は、申立人がこれを是正するための期限を定めることができ、申立人が当該期限内に是正しないときは、申立人が別の申立書により同一の請求を申し立てる権利を害することなく、仲裁手続を終了することができる。

8.5
事務局は、第8.2条に定める全ての要件が満たされたと判断し、かつ、申立料金を受領した場合、申立書及び証拠書類を被申立人に送付し、申立人及び被申立人に対し、申立書の受領日を通知しなければならない。

8.6
いかなる場合においても、事務局が申立書を受領した日を、仲裁手続の開始日とみなす。

第9条 申立書に対する答弁及び反対請求

9.1
被申立人は、事務局から申立書を受領した日から30日以内に、答弁書（以下「答弁書」という。）を提出しなければならない。答弁書には、次の事項を記載しなければならない。

(a) 被申立人及び（代理人を選任している場合には）代理人の氏名又は名称、住所、国番号及び地域番号を含む電話番号及びファクシミリ番号、並びに電子メールアドレス
(b) 被申立人についての記載（被申立人が会社である場合は、その設立地及び会社形態、個人である場合は、その国籍及び主な居住地又は勤務地）
(c) 申立人が申立書で主張した請求の全部又は一部に対する認否及び申立書に記載された請求の趣旨に対する答弁
(d) 申立人の提案並びに本規則第11条及び第12条を考慮した、仲裁人の数及び申立人による指名（もしあれば）に関する意見、並びにこれらの規定により必要となる仲裁人の指名
(e) 仲裁地、準拠法及び仲裁言語に関する意見、並びに
(f) 仲裁合意が当事者による仲裁人の指名を求めている場合、被申立人が指名する仲裁人の氏名、住所、国番号及び地域番号を含む電話番号及びファクシミリ番号、並びに電子メールアドレス

9.2
事務局は、被申立人による答弁書の提出期限の延長の申立てについて、第11条及び第12条（適用される場合）に基づく仲裁人の数及び選任に関する被申立人の意見又は被申立人による仲裁人の指名が、かかる提出期限の延長の申立てに含まれていることを条件として、提出期限の延長を認めることができる。被申立人が上記のとおりの期限延長の申立てを提出しない場合、答弁書の提出期限は延長されない。本規則に基づきKCAB裁判所が単独仲裁人を選任する場合には、上記の被申立人の意見又は指名が提出されていなくても、被申立人による期限延長の申立てを認めることができる。

9.3
被申立人は、第4条に従い、答弁書を事務局に提出しなければならない。

9.4
第9.6条に従うことを条件として、被申立人が答弁書を提出しなかった場合であっても、仲裁手続において、請求を否認し又は反対請求を提起することは妨げられない。ただし、仲裁合意が各当事者による仲裁人の指名を求めている場合において、被申立人が答弁書を提出せず、又は期限内に仲裁人を指名しないときは、KCAB裁判所は、第26.5条及び第26.6条に従うことを条件として、本規則に従って手続を進める。

9.5
被申立人が反対請求を行う場合、被申立人は、反対請求を答弁書とともに提出し、次の事項を記載しなければならない。

(a) 反対請求の原因となった紛争の性質及び状況に関する記述
(b) 反対請求の趣旨（可能な範囲で請求金額の表示を含む。）
(c) 反対請求の根拠となる仲裁合意を含む関連契約、並びに
(d) 複数の仲裁合意に基づき複数の反対請求を行う場合、各反対請求の根拠となる仲裁合意の表示。各反対請求は、申立人と被申立人との間の関連する仲裁合意に基づくものでなければならない。

9.6
第9.5条の定めにかかわらず、仲裁廷が諸事情に照らして遅延に正当な理由があると判断した場合、反対請求は、その後の仲裁手続において提出することができる。

9.7
申立人は、被申立人の反対請求を受領してから30日以内に、反対請求に対する答弁書を提出しなければならない。事務局（仲裁廷の構成後は仲裁廷）は、反対請求に対する答弁書の提出期限の延長を認めることができる。

9.8
申立人の反対請求に対する答弁書には、被申立人が提起した反対請求の全部又は一部に対する認否及び反対請求の趣旨に対する答弁を記載しなければならない。反対請求に対する答弁書を提出しなかった場合であっても、申立人が仲裁手続において当該反対請求を否認することは妨げられない。

第3章 仲裁廷

第10条 一般規定

10.1
本規則に基づく仲裁人は、公正かつ独立していなければならず、常にその公正性及び独立性を維持しなければならない。

10.2
仲裁人候補者は、その選任又は確認に先立ち、事務局が定める様式の受諾書及び対応可能性・公正性・独立性に関する書面に署名し、これを提出しなければならない。仲裁人は、自らの公正性又は独立性に関して合理的な疑いを惹起し得る事情を全て事務局に開示しなければならない。仲裁手続のいずれかの段階において、仲裁人の公正性又は独立性に関してかかる疑いを惹起し得る新たな事情が生じた場合、仲裁人は、直ちに、当事者及び事務局に対し、書面により当該事情を開示しなければならない。

10.3
事務局は、受諾書及び対応可能性・公正性・独立性に関する書面を受領したときは、直ちに、当事者らにこれらを提供しなければならない。

10.4
仲裁人の選任、確認、忌避、交替又は解任に関する事務総長及びKCAB裁判所の決定は、本規則上、終局的なものであり、不服を申し立てることができない。

10.5
当事者は、請求又は抗弁への資金提供に関する取決めを締結した第三者の存在及び当該第三者を特定する情報を、事務局、仲裁廷及びその他の当事者に速やかに通知しなければならず、この通知は、申立書若しくは答弁書において、又はその他の方法により当該取決めの締結後実行可能な限り速やかに、行わなければならない。当事者は、資金提供の取決め又は資金提供者に変更があった場合、当該変更後、実行可能な限り速やかにこれを通知しなければならない。仲裁廷は、当事者の申立てにより、又は当事者らと協議した後に職権により、資金提供の取決め及び第三者資金提供者に関する追加情報の開示を命ずることができる。

10.6
仲裁廷の構成後、当事者は、第10.5条に定めるものその他の、仲裁廷の構成員との利益相反を生じさせるおそれのある資金提供の取決めを締結してはならない。

10.7
仲裁廷は、当事者らの同意を得て、仲裁廷補助者を選任することができる。当事者が、仲裁廷の定める合理的な期間内に仲裁廷補助者の選任に異議を述べなかった場合、当該当事者は、その選任に同意したものとみなす。第10.1条から第10.3条までの規定は、仲裁廷補助者について準用する。

第11条 仲裁人の数

当事者らが仲裁人の数について合意していない場合、本規則に基づく紛争は、単独仲裁人が審理する。ただし、KCAB裁判所は、当事者らの意見、紛争金額、紛争の複雑性その他の関連事情を考慮し、裁量により適切と判断する場合には、事件を3人の仲裁人に付託することができる。

第12条 仲裁人の選任

12.1
当事者らが紛争を単独仲裁人に付託することに合意した場合、当事者らは、被申立人が申立書を受領した日から30日以内又は事務局が定める追加の期間内に、共同して単独仲裁人を指名しなければならない。KCAB裁判所が第11条に従い紛争を単独仲裁人に付託することを決定した場合、当事者らは、当該決定の通知を受領してから15日以内又は事務局が定める追加の期間内に、共同して単独仲裁人を指名しなければならない。

12.2
当事者らが第12.1条に従い期限内に共同して単独仲裁人を指名しない場合、又はいずれかの当事者が第12.1条に定める期間中いつでもKCAB裁判所に単独仲裁人の選任を求めた場合、KCAB裁判所が単独仲裁人を選任する。

12.3
当事者らが紛争を3人の仲裁人に付託することに合意した場合、申立人は、申立書において又は事務局が定める追加の期間内に1人の仲裁人を指名し、被申立人は、答弁書において又は事務局が定める追加の期間内に1人の仲裁人を指名しなければならない。

12.4
KCAB裁判所が第11条に従い紛争を3人の仲裁人に付託することを決定した場合、申立人は、当該決定の通知を受領してから15日以内又は事務局が定める追加の期間内に1人の仲裁人を指名し、被申立人は、申立人による指名の通知を受領してから15日以内又は事務局が定める追加の期間内に1人の仲裁人を指名しなければならない。

12.5
いずれかの当事者が第12.3条及び第12.4条に定める期限内に仲裁人を指名しない場合、KCAB裁判所が当該仲裁人を選任する。最初の2人の仲裁人が選任されたときは、KCAB裁判所が、議長仲裁人となる第三仲裁人を選任する。ただし、当事者らが第三仲裁人の指名手続について別段の合意をしている場合には、当該第三仲裁人は第13条に基づく確認を受けるものとする。当該手続に関する合意を事務局が受領してから15日以内又は事務局が定める追加の期間内に、当該手続による指名が行われない場合、KCAB裁判所が第三仲裁人を選任する。

12.6
申立人又は被申立人が複数であり、かつ、紛争を3人の仲裁人に付託する場合、複数の申立人ら及び複数の被申立人らは、それぞれ共同して、第12.3条及び第12.4条に従い1人の仲裁人を指名しなければならない。複数の申立人ら又は複数の被申立人らが期限内又は事務局が定める追加の期間内に仲裁人を指名することができず、かつ、当事者全員が仲裁廷の構成方法に合意することができない場合、KCAB裁判所は、当事者による従前の仲裁人の指名にかかわらず、仲裁廷の各構成員を選任することができ、その場合、そのうち1人を議長仲裁人に選任しなければならない。

12.7
当事者、共同仲裁人、第三者又は第三者機関は、本規則又は当事者間の特定の合意に従って仲裁人を選ぶ際、多様性に十分に配慮することが推奨される。

12.8
KCAB裁判所が仲裁人を選任する場合、KCAB裁判所は、仲裁人候補者の経験、国籍、居住地、対応可能性及び本規則に従って仲裁を行う能力を考慮しなければならない。KCAB裁判所はまた、その他全ての関連要素とともに、多様性にも配慮するよう努めなければならない。

12.9
KCAB裁判所が仲裁人を選任し、かつ、当事者らの国籍が異なる場合、KCAB裁判所は、当事者間に別段の合意がない限り、いずれの当事者とも同一の国籍を有しない者を単独仲裁人又は議長仲裁人として選任しなければならない。ただし、KCAB裁判所は、適切な事情がある場合には、事務局が定める期限内に当事者が異議を述べない限り、いずれかの当事者と同一の国籍を有する者を単独仲裁人又は議長仲裁人として選任することができる。

12.10
KCAB裁判所が第22条に従い複数の契約に基づく請求を一つの申立書により申し立てることを認めた場合、当事者らは、かかる全ての請求が一つの仲裁合意に基づくものとして、第12条に従い仲裁人を指名しなければならない。

第13条 仲裁人の確認

13.1
当事者らが指名した仲裁人又は他の仲裁人らが指名した第三仲裁人は、第13.2条に従い、事務総長又は、適切な場合にはKCAB裁判所が確認した時点で、選任されたものとみなす。当事者の全部若しくは一部、仲裁人、第三者又は第三者機関が仲裁人を選任する旨を当事者らが合意した場合であっても、かかる合意は、本規則に従い仲裁人を指名する旨の合意とみなす。

13.2
事務総長は、当事者、共同仲裁人又は当事者間の特定の合意に従って指名された仲裁人について、その書面に公正性若しくは独立性に関する開示事項がなく、かつ／又は、その指名にいずれの当事者からも異議が提出されていない場合、当該仲裁人を確認することができる。仲裁人の確認に対する異議が提出された場合、又は事務総長が仲裁人候補者を確認すべきでないと判断した場合、当事者及び仲裁人候補者に意見を述べる機会を与えた後、当該事項をKCAB裁判所に付託しなければならない。

13.3
仲裁人が確認されたとき、事務局は遅滞なく当事者及び仲裁人らに当該確認を通知しなければならない。

13.4
KCAB裁判所が指名を確認しない場合、当該仲裁人を指名した当事者又は仲裁人らは、事務局が定める期間内に、別の仲裁人を指名しなければならない。

13.5
事務局は、仲裁廷の全ての構成員が確認又は選任されたときは、当事者及び全ての仲裁人に対し、仲裁廷が構成されたこと及び各仲裁人に関する情報を通知しなければならない。仲裁廷は、当該通知の日に構成されたものとみなす。

13.6
事務局は、自らが求めた費用予納金が納付されていることを条件として、仲裁廷が構成された後、仲裁廷に事件記録を送付しなければならない。

第14条 仲裁人の忌避

14.1
仲裁人の公正性若しくは独立性に関して合理的な疑いを惹起する事情がある場合、仲裁人が当事者間の合意により明示的に要求される資格を有しない場合、又は仲裁人が法律上若しくは事実上その任務を遂行することができなくなり、若しくは不当に遅滞して任務を遂行しない場合、当事者は、仲裁人の忌避を申し立てることができる。仲裁人を指名した当事者は、その指名が確認された後に知った事由に基づく場合に限り、当該仲裁人の忌避を申し立てることができる。

14.2
仲裁人の忌避は、その根拠となる事実及び事情を明記した書面をKCAB裁判所に提出することにより申し立てなければならない。当該書面は、全ての仲裁人及びその他の全ての当事者にも送付しなければならない。

14.3
忌避の申立ては、次の各号に定める期間内に行われた場合に限り、有効とする。

(a) 当事者又は共同仲裁人が仲裁人を指名した場合には、忌避を申し立てる当事者が確認の通知を受領した日から15日以内、又はKCAB裁判所が仲裁人を選任した場合には、忌避を申し立てる当事者が当該選任の通知を受領した日から15日以内、又は
(b) 忌避を申し立てる当事者が当該忌避の原因となる事実及び事情を知った日が確認の通知又は選任の通知を受領した日より後である場合には、当該事実及び事情を知った日から15日以内

14.4
事務総長は、第14.2条に基づく当事者の忌避申立てを受領した後、適切な場合には、忌避申立てが解決されるまで仲裁手続を停止することを命ずることができる。仲裁手続が停止されない場合、忌避の対象となった仲裁人は、KCAB裁判所が忌避申立てについて決定するまで、仲裁手続への参加を継続することができる。

14.5
忌避の対象となった仲裁人、その他の当事者及び仲裁廷のその他の構成員は、事務局が定める期限内に、忌避申立てに対する意見書をKCAB裁判所に提出することができる。当該意見書は、忌避の対象となった仲裁人を含む仲裁人ら及びその他の全ての当事者にも送付しなければならない。

14.6
一方の当事者が仲裁人の忌避を申し立て、その他の全ての当事者が当該忌避に同意した場合、忌避の対象となった仲裁人は、第15.1条に従って交替される。忌避の対象となった仲裁人は、自ら辞任することもできる。いずれの場合も、交替又は辞任は、忌避の対象となった仲裁人が忌避理由の妥当性を認めることを意味しない。その他の当事者が忌避に同意せず、かつ、忌避の対象となった仲裁人が自ら辞任しない場合、KCAB裁判所が忌避申立てについて決定する。

第15条 仲裁人の交替及び解任

15.1
仲裁人が死亡し若しくは辞任した場合、KCAB裁判所が第14条に基づく当事者の忌避申立てを認めることを決定した場合、又は仲裁の全ての当事者が求めた場合、当該仲裁人を交替しなければならない。

15.2
KCAB裁判所は、当事者及び仲裁人らの意見を考慮した上で、裁量により、その任務を遂行せず若しくは遂行することができない仲裁人又は不当な遅延について責任を負う仲裁人を解任することができる。

15.3
手続中に仲裁人が交替又は解任された場合、当該事件の例外的な事情に鑑み、KCAB裁判所が後任の仲裁人を選任することが適切であると判断する場合を除き、交替又は解任される仲裁人の選任又は指名に関して第12条及び第13条に定める手続に従い、後任の仲裁人を選任又は指名しなければならない。

15.4
仲裁人が交替又は解任された場合、再構成された仲裁廷は、当事者らと協議した後、仲裁廷の再構成前に行われた手続を繰り返すか否か及びその範囲を決定しなければならない。

15.5
KCAB裁判所は、死亡し、辞任し、又は解任された仲裁人を交替させることに代えて、残りの仲裁人らが仲裁を継続することを決定することができる。KCAB裁判所は、かかる決定を行うに当たり、残りの仲裁人ら及び当事者らと協議し、当該事情に照らして適切と判断するあらゆる事項を考慮することができる。

第4章 仲裁手続

第16条 手続の進行

16.1
仲裁廷は、本規則及び当事者間の合意に従うことを条件として、不必要な遅延及び費用を回避するため、当事者らを平等に取り扱い、かつ、各当事者に手続の適切な段階において自己の主張を陳述する公平な機会を与える限り、自らが適切と判断する方法で仲裁を進行し、適切な手続を採用することができる。

16.2
仲裁廷は、裁量により、先決的な争点を判断し、手続を分離し、かつ、事件の全部又は一部を解決し得る争点に当事者らの主張を集中させるよう指示することができる。

16.3
当事者らは、仲裁における不必要な遅延及び費用を回避するため、あらゆる努力を尽くさなければならない。仲裁廷は、仲裁の効率性及び健全性を確保するため、費用を配分し、不利益な推認を行い、その他必要な措置を講ずることができる。

16.4
仲裁廷及び当事者らは、仲裁手続を定めるに当たり、効率性を高め、かつ、仲裁による環境への影響を軽減するため、電磁的通信、電子提出及び証拠の電子的な提示を含むがこれらに限られない技術をいかに利用し得るかを検討することが推奨される。いかなる場合にも、仲裁廷は、

かかる技術の利用により自己の主張を陳述する能力が損なわれる旨の当事者による理由を付した異議を含む、事件の全ての事情を考慮し、技術を利用する範囲を決定するよう努めなければならない。

16.5
仲裁廷は、第1回準備会合又はその他の手続上適切な段階において、当事者又は仲裁人が、人工知能を利用し、又はその他の方法で人工知能を組み込んだツールを含む情報技術ツールを利用することに伴う影響及びその利用指針について、当事者らと協議することが推奨される。

16.6
当事者らは、手続のいずれの段階においても、紛争の全部又は一部の和解を検討することができる。当事者らは、KCAB国際調停規則又はその他の合意した調停手続に基づく調停を検討することができる。当事者間に別段の合意がない限り、かかる調停は、仲裁と並行して進めることができる。当事者らが調停に合意した場合、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁人は、当該紛争の調停人を務めてはならない。

16.7
仲裁廷が複数の仲裁人により構成される場合、全ての決定又は仲裁判断は、多数決により行う。過半数の賛成が得られない場合、仲裁判断を含む全ての決定は、議長仲裁人が終局的に行う。

16.8
仲裁廷は、仲裁費用又は仲裁手続に関連して生ずるその他の費用について担保を提供するよう、いずれの当事者にも命ずる権限を有する。

第17条 手続に関する規則

仲裁廷は、本規則に従い手続を進めなければならず、本規則に定めがない場合には、当事者らが合意する規則に従い、かかる合意がない場合には、仲裁廷が定める規則に従う。

第18条 準備会合及び日程表

18.1
仲裁廷は、事件記録の送付を受けた後、仲裁手続について協議するため、当事者らとの準備会合を開催しなければならない。

18.2
準備会合は、対面で、又はビデオ会議、電話その他仲裁廷が適切と判断する電磁的通信の方法により遠隔で開催することができる。

18.3
仲裁廷は、準備会合中若しくはその直後に、又はその他の方法により当事者らと協議した後、遅滞なく、仲裁手続の日程表を作成しなければならない。

18.4
仲裁廷は、当事者らと協議した後、適切と判断する場合には、手続の日程表に定める期間を変更することができる。仲裁廷は、手続の日程表及びその後の全ての変更の写しを、事務局及び当事者らに送付しなければならない。

第19条 追加書面

19.1
仲裁廷は、裁量により、申立書、答弁書及び反対請求に加えて当事者らが追加書面を提出することを許可し又は要求することができ、その提出期限を定めなければならない。

19.2
仲裁廷が各書面について定める期限は、当事者間に別段の合意がある場合又は仲裁廷が別段の決定をする場合を除き、45日を超えてはならない。

19.3
第19.1条に従い追加書面を提出する当事者は、当該書面に、自己が援用する全ての関連文書であっていずれの当事者からも従前提出されていないものの写し、並びに関連する見本及び書証を添付し、当該書面をその他の当事者、仲裁廷及び事務局に提供しなければならない。

第20条 請求、抗弁及び反対請求の変更

当事者は、仲裁廷が、手続の遅延、その他の当事者に対する不利益その他の事由により変更又は補完が適切でないと判断する場合を除き、仲裁手続中に、自己の請求、抗弁又は反対請求を変更又は補完することができる。当事者は、仲裁合意の範囲を超えることとなる場合、請求、抗弁又は反対請求を変更又は補完することができない。

第21条 当事者の追加

21.1
仲裁廷（仲裁廷が未だ構成されていない場合にはKCAB裁判所）は、本規則に基づき係属中の仲裁に追加当事者を参加させることを認めるか否かを決定する権限を有する。この決定は、次の各号のいずれかの場合に、当事者又は追加当事者による申立て（以下「当事者追加申立て」という。）に基づき行う。

(a) 全ての当事者及び追加当事者が、追加当事者の仲裁手続への参加について、書面により合意した場合、又は
(b) 一見したところ（prima facie）そのように認められる判断として、追加当事者が当事者らと同一の仲裁合意の当事者である場合

21.2
第21.1条に基づく決定は、追加当事者に関する仲裁廷の仲裁権限について仲裁廷が行う決定に影響を及ぼさない。

21.3
当事者追加申立てには、次の事項を記載又は添付しなければならない。

(a) 追加当事者を含む全ての当事者及び（代理人を選任している場合には）代理人、並びに係属中の仲裁において指名又は選任された仲裁人の氏名又は名称、住所、国番号及び地域番号を含む電話番号及びファクシミリ番号、並びに電子メールアドレス
(b) 追加当事者が申立人又は被申立人のいずれとして追加されるかの表示
(c) 当事者追加申立てを裏付ける事実及び法的根拠に関する記述
(d) 請求の原因となった紛争の性質及び状況に関する記述
(e) 請求の趣旨（可能な範囲内における請求金額の表示を含む。）、並びに
(f) 当事者追加申立ての根拠となる仲裁合意を含む関連契約

21.4
KCAB裁判所又は仲裁廷は、裁量により、当事者追加申立てに関する第21.3条の要件を変更することができる。

21.5
仲裁廷が構成される前は、当事者又は追加当事者は、当事者追加申立てを事務局に送付しなければならない。

21.6
仲裁廷が構成された後は、当事者又は追加当事者は、当事者追加申立てを仲裁廷に送付しなければならない。適切な場合、追加当事者は、当事者追加申立てを事務局に送付することができ、事務局は、当該申立てを仲裁廷に送付しなければならない。

21.7
仲裁廷が当事者追加申立てについて決定する場合、仲裁廷は、その決定に先立ち、仲裁廷の構成に参加する機会を有しなかった追加当事者に対し、仲裁廷が定める期間内に仲裁廷の構成について異議を述べる機会を与えなければならない。追加当事者が期限内に異議を述べない場合、当該当事者は、仲裁廷の構成に参加する権利を放棄したものとみなす。追加当事者が期限内に仲裁廷の構成について異議を述べた場合、当事者追加申立ては認められない。

21.8
KCAB裁判所又は仲裁廷は、第21.1条に基づき追加当事者を参加させるか否かを決定するに当たり、追加当事者を含む当事者らに意見を述べる合理的な機会を与えなければならない。

21.9
第21.1条に基づきKCAB裁判所が当事者追加申立てを認めなかった場合であっても、当事者又は追加当事者が第21.1条に従い仲裁廷に当事者の追加を申し立てる権利は妨げられない。

21.10
第21.1条に基づき当事者追加申立てが認められた場合、追加当事者に関する仲裁手続の開始日は、場合に応じ、事務局又は仲裁廷が当事者追加申立てを受領した日とする。

21.11
第21.1条に基づき当事者追加申立てが認められた場合、当事者及び追加当事者は、第8条及び第9条の規定に従い、その他の当事者に対して、請求、反対請求、交差請求又は相殺の主張を行う機会を与えられる。

21.12
第21.1条に基づき当事者追加申立てが認められた場合、KCAB裁判所は、事務局を通じて当事者らと協議した後、当事者追加の決定前になされた仲裁人の選任を取り消すことができる。KCAB裁判所が事務局を通じて当事者らと協議した後に別段の決定をしない限り、第12条を適宜適用するものとし、同条に定める期限は、第21.12条に基づくKCAB裁判所の決定を受領した日から起算する。第21.12条に基づき仲裁人の選任を取り消す旨のKCAB裁判所の決定は、選任が取り消される前に当該仲裁人が行った行為又は命令の有効性に影響を及ぼさない。

21.13
事務総長は、当事者追加申立てが提出された後、適切な場合には、費用予納金を調整することができる。

第22条 複数契約による単一の仲裁申立て

22.1
第26.6条に従うことを条件として、いずれの当事者も、複数の契約から生じ又はこれらに関連する請求を、一つの申立書により申し立てることができる。

22.2
事務局が当事者らに意見を述べる合理的な機会を与えた後、KCAB裁判所が、一見したところ（prima　facie）次の各号の要件が満たされていると認める場合、当該請求について仲裁手続を進める。

(a) 全ての契約が本規則に基づく仲裁を定めていること
(b) 仲裁合意が相互に両立するものであること、及び
(c) 請求が同一の法律関係から生じ又はこれに関連すること

22.3
いずれかの請求を一つの仲裁において審理することができる旨の第22.2条に基づくKCAB裁判所の決定は、当該請求に関する仲裁廷の仲裁権限について仲裁廷が行う決定に影響を及ぼさない。

第23条 仲裁の併合

23.1
KCAB裁判所は、本規則に基づき係属中の二つ以上の仲裁を併合するか否かを決定する権限を有する。この決定は、次の各号のいずれかの場合に、当事者の申立て（以下「併合申立て」という。）に基づき行う。

(a) 全ての当事者が併合に合意している場合
(b) 各仲裁における全ての請求が同一の仲裁合意に基づく場合、又は
(c) 各仲裁における請求が同一の仲裁合意に基づくものではないが、各請求が基づく仲裁合意が相互に適合的であり、かつ、各仲裁における紛争が同一の法律関係から又はこれに関連して生じている場合

23.2
併合申立てには、次の事項又は書面を記載又は添付しなければならない。

(a) 併合を求める係属中の各仲裁における全ての当事者及び（代理人を選任している場合には）代理人、並びに指名又は選任された仲裁人の氏名又は名称、住所、国番号及び地域番号を含む電話番号及びファクシミリ番号、並びに電子メールアドレス
(b) 併合申立てを裏付ける事実及び法的根拠に関する記述
(c) 各仲裁における請求を生じさせた紛争の性質及び状況に関する記述
(d) 各仲裁における請求の趣旨（可能な範囲で特定した請求金額の表示を含む。）、並びに
(e) 併合申立ての根拠となる仲裁合意を含む関連契約

23.3
KCAB裁判所は、裁量により、併合申立てに関する第23.2条の要件を変更することができる。

23.4
KCAB裁判所は、第23.1条に基づき仲裁を併合するか否かを決定するに当たり、当事者ら及び仲裁廷に意見を述べる合理的な機会を与えなければならない。KCAB裁判所は、その決定に当たり、次の各号を含むあらゆる関連事情を考慮することができる。

(a) 二つ以上の仲裁において1人以上の仲裁人が確認又は選任されているか否か、及び、確認又は選任されている場合、確認又は選任されている者が同一の者か異なる者であるか
(b) 各仲裁の進行段階、並びに
(c) 手続の効率性及び迅速性

23.5
併合されない仲裁は、本規則に基づく別個の仲裁として継続する。

23.6
仲裁が併合される場合、全ての当事者が別段の合意をし、又はKCAB裁判所が別段の決定をしない限り、最初に開始した仲裁に併合する。KCAB裁判所は、仲裁を管理する目的上、裁量により、併合された仲裁における当事者を申立人及び被申立人として指定することができる。

23.7
第23.1条に基づき併合申立てが認められた場合、KCAB裁判所は、事務局を通じて当事者らと協議した後、併合の決定前に選任された仲裁人の選任を取り消すことができる。KCAB裁判所が当事者らの意見を考慮した後に別段の決定をしない限り、第12条を適宜適用し、同条に定める期限は、第23.7条に基づくKCAB裁判所の決定を受領した日から起算する。第23.7条に基づき仲裁人の選任を取り消す旨のKCAB裁判所の決定は、選任が取り消される前に当該仲裁人が行った行為、命令又は仲裁判断の有効性に影響を及ぼさない。

23.8
事務総長は、併合申立てが認められた後、適切な場合には、費用予納金を調整することができる。

第24条 並行手続

24.1
各仲裁において同一の仲裁廷が構成され、かつ、全ての仲裁に共通する法律上又は事実上の問題が生ずる場合、それら仲裁の当事者は、二つ以上の仲裁を本規則に基づき同時に若しくは一つの仲裁の直後に別の仲裁を実施すること、又は他の仲裁について判断が行われるまでいずれかの仲裁を停止することを、仲裁廷に申し立てることができる。

24.2
仲裁廷は、当事者らと協議し、第59条に定める秘密保持義務を考慮した上で、第24.1条に基づく申立てについて決定する。

24.3
当事者間に別段の合意がない限り、全てのそれら仲裁は別個の手続として維持され、仲裁廷は、各仲裁において別個の決定、命令及び仲裁判断を行う。

24.4
事務総長は、第24.1条に従って仲裁が実施される場合、適切な場合には、費用予納金を調整することができる。

第25条 仲裁地

25.1
当事者らは、仲裁地について合意することができる。当事者間に合意がない場合、仲裁地は、大韓民国ソウルとする。ただし、仲裁廷が当該事案のあらゆる事情を考慮して他の場所がより相応しいと判断した場合は、この限りでない。

25.2
仲裁廷は、当事者らと協議した後、自らが適切と判断する場所において対面の審問及び会議を開催し、又は対面及びオンラインを組み合わせた形式若しくはビデオ会議、電話会議その他の電磁的通信によるオンライン形式でこれらを開催することができる。

25.3
仲裁廷は、自らが適切と判断する場所において、又は対面及びオンラインを組み合わせた形式若しくはビデオ会議、電話会議その他の電磁的通信によるオンライン形式で、討議を行うことができる。

第26条 仲裁廷の仲裁権限

26.1
仲裁廷は、仲裁合意の存否、有効性又は範囲に関する異議を含め、自己の仲裁権限について判断する権限を有する。

26.2
仲裁廷は、仲裁合意を含む契約の存否又は有効性について判断する権限を有する。かかる仲裁合意は、契約の他の部分から独立した合意として扱う。仲裁廷が当該契約を無効と決定した場合であっても、当然に仲裁合意が無効となるものではない。

26.3
仲裁廷の仲裁権限に対する異議は、第9条に定める答弁書において、又は反対請求については反対請求に対する答弁書において、遅くとも提起しなければならない。仲裁廷がその仲裁権限の範囲を超えている旨の異議は、仲裁手続中に仲裁廷の仲裁権限の範囲を超えると主張される事項が生じた後15日以内に提起しなければならない。いずれの場合にも、仲裁廷は、諸事情に照らして遅延に正当な理由があると判断したときは、遅れてなされた異議を認めることができる。当事者は、仲裁人を指名し又は仲裁人の指名に参加したことを理由として、上記の異議を提起することを妨げられない。

26.4
一般的に、仲裁廷は、仲裁権限に対する異議申立てを先決問題として判断すべきであるが、仲裁手続を進めた後、終局仲裁判断において当該異議について判断することもできる。

26.5
被申立人が本規則に定める期限内に答弁書を提出しない場合、又はいずれかの当事者が仲裁廷の構成前に仲裁合意の存否、有効性若しくは範囲について問題を提起した場合であっても、仲裁手続は進行し、仲裁廷がその構成後に当該問題について決定する。ただし、事務総長が、仲裁廷の構成前に、第26.6条に基づく決定のため当該事項をKCAB裁判所に付託すべきであると判断した場合は、この限りでない。

26.6
当該事項がKCAB裁判所に付託された場合、当該仲裁は、KCAB裁判所が、一見したところ（prima facie）、本規則に基づく仲裁を定める仲裁合意が存在し得ると認める場合に限り、またその限度においてのみ、進められる。その後、仲裁廷の仲裁権限に関する決定は、第26.1条に従い、仲裁廷自身が行う。第26.6条に基づくKCAB裁判所の決定は、いずれの当事者の請求又は抗弁の受理可能性又は本案にも影響を及ぼさない。

第27条 証拠

27.1
当事者間に別段の書面による合意がない限り、仲裁廷は、手続中いつでも、当事者らに対し、次の各号の事項を命ずることができる。

(a) 仲裁廷が必要かつ適切と判断する文書、書証その他の証拠を提出すること、又は
(b) 当事者の支配下にあって仲裁の対象に関連する財産、場所又は物を、仲裁廷、その他の当事者又は専門家による検証に供すること

27.2
各当事者は、自己の請求、反対請求又は抗弁を裏付けるために依拠する事実について、立証責任を負う。

27.3
仲裁廷に付与される権限には、証拠の証拠能力、関連性、重要性及び証明力を判断する権限が含まれる。

第28条 仲裁廷選任専門家

28.1
仲裁廷は、当事者らと協議した後、仲裁廷が決定して当事者らに通知すべき特定の争点について仲裁廷に報告する1人又は複数の専門家を選任することができる。仲裁廷が定めた専門家への委任事項の写しは、当事者らに通知しなければならない。

28.2
仲裁廷は、関連情報を専門家に提供し、又は関連文書、物品若しくはその他の財産を専門家による検証に供するよう、当事者に求めることができる。

28.3
仲裁廷は、専門家の報告書を受領したときは、その写しを全ての当事者に送付し、当事者らに報告書について意見を述べる機会を与えなければならない。当事者は、専門家が当該報告書を作成するに当たり依拠した全ての文書を検討することができる。

28.4
いずれかの当事者が求め、又は仲裁廷が決定した場合、専門家は、報告書の提出後、審問に出席しなければならず、当事者らは、審問に出席して専門家を尋問する機会を与えられる。

第29条 仲裁言語

29.1
当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、契約言語その他の関連事情を十分に考慮して、一又は複数の仲裁言語を決定する。

29.2
当事者は、事務局又は仲裁廷の求めがあるときは、提出した文書、証拠及びその他の書証の翻訳文を提出しなければならない。

第30条 準拠法

30.1
当事者らは、紛争の本案に仲裁廷が適用する実体法又は法原則について、自由に合意することができる。かかる合意がない場合、仲裁廷は、適切と判断する実体法又は法原則を適用する。

30.2
全ての事案において、仲裁廷は、当事者間の契約条項及び関連する取引慣行を考慮しなければならない。

30.3
仲裁廷は、当事者らが仲裁廷にかかる権限を付与することを明示的に合意した場合に限り、友誼的仲裁人としての権限を有し、又は衡平及び善により判断することができる。

第31条 審問

31.1
仲裁廷は、当事者間に、主張書面及びこれに伴う証拠書類に基づき紛争を判断する旨の合意がある場合又は本規則に別段の定めがある場合を除き、いずれかの当事者が求め、又は仲裁廷が決定したときは、手続の適切な段階において、証人尋問又は主張陳述のための審問を開催しなければならない。

31.2
仲裁廷は、審問を開催する場合、仲裁廷が定めた日時及び場所について合理的な通知を行い、当事者らに審問への出席を指示しなければならない。

31.3
仲裁廷は、審問を全面的に管掌し、全ての当事者は、審問に出席することができる。仲裁廷及び当事者らの承認がない限り、当該仲裁に関与していない者は、審問に出席することができない。

31.4
当事者は、自ら及び／又は適法に授権された代理人を通じて出席することができ、アドバイザーによる補助を受けることができる。

31.5
審問は、当事者間に別段の合意があり又は法令に別段の定めがある場合を除き、非公開とする。仲裁廷は、審問中いつでも、証人に退廷を求めることができる。仲裁廷は、当事者らと協議した後、証人の尋問方法を決定することができる。

31.6
仲裁廷は、職権により又は当事者の申立てにより、当事者らと協議した後、審問を対面で、対面及びオンラインを組み合わせた形式で、又はビデオ会議、電話会議その他仲裁廷が適切と判断する電磁的通信によるオンライン形式で実施することを決定することができる。仲裁廷は、適切と判断する場合、当事者らと協議した後、自ら選択するオンライン審問実施要領に従ってオンライン審問を実施することを決定することができる。

第32条 審理の終結

32.1
仲裁廷は、当事者らが自己の主張を陳述する合理的な機会を与えられたと判断したときは、仲裁判断において決定すべき事項について、審理の終結を宣言しなければならない。その後は、仲裁廷が求め又は許可する場合を除き、仲裁判断において決定すべき事項について、追加の主張書面若しくは主張を提出し、又は証拠を提出することはできない。

32.2
仲裁廷は、仲裁判断が行われる前であればいつでも、職権により又は当事者の申立てにより、審理を再開することができる。

第33条 保全措置及び暫定措置

33.1
当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、当事者の申立てにより、自らが適切と判断する保全措置又は暫定措置を命ずることができる。仲裁廷は、申立当事者が適切な担保を提供することを条件として、かかる処分を認めることができる。保全措置又は暫定措置は、仲裁廷が適切と判断するところに従い、理由を付した命令又は仲裁判断の形式による。

33.2
保全措置又は暫定措置とは、仲裁判断が行われる前であればいつでも、仲裁廷が当事者に対して、例えば次の各号（例示にすぎず、これらに限られない。）のような事項を命ずる一時的な処分をいう。

(a) 紛争について判断が行われるまで、現状を維持し又は回復すること
(b) 仲裁手続自体に対する、現に生じている又は急迫した損害若しくは不利益を防止する行為を行い、又はこれらを生じさせるおそれのある行為を控えること
(c) 仲裁判断に基づく執行の対象となり得る資産を保全する手段を講ずること、又は
(d) 紛争の解決に関連性及び重要性を有し得る証拠を保全すること

33.3
当事者らは、管轄権を有する司法機関に対し、保全措置又は暫定措置を申し立てることができる。当事者が司法機関に対しかかる措置又は仲裁廷が命じたかかる措置の執行を申し立てた場合であっても、仲裁合意の違反又は権利放棄とはみなされず、仲裁廷に留保された関連する権限に影響を及ぼさない。かかる申立て及び司法機関が講じた措置は、遅滞なく、仲裁廷及び事務局に通知されなければならない。

33.4
仲裁廷の構成前に緊急の保全措置又は暫定措置を必要とする当事者は、別紙3に定める手続に従い、かかる措置を申し立てることができる。

第34条 当事者の懈怠

34.1
被申立人が、十分な理由を示すことなく、本規則又は仲裁廷が定める期限内に答弁書を提出しない場合、仲裁廷は、かかる不提出それ自体を申立人の主張を認めたものとして扱うことなく、仲裁手続を進めることができる。第34条は、申立人が被申立人の反対請求に対する答弁書を提出しない場合にも適用する。

34.2
いずれかの当事者が、十分な理由を示すことなく、本規則を遵守せず若しくは遵守することを拒み、又は仲裁のいずれかの段階において仲裁に参加しない若しくは参加することを拒んだ場合、仲裁廷は、かかる拒絶又は懈怠にかかわらず仲裁手続を進め、提出された証拠に基づき仲裁判断を行うことができる。

第35条 請求の取下げ

35.1
終局仲裁判断が行われる前は、申立人は、その請求の全部又は一部を書面により取り下げることができる。

35.2
仲裁廷が構成される前は、請求の全部又は一部を取り下げる旨の通知を事務局に提出することにより、当該請求を取り下げることができる。ただし、被申立人が既に答弁書を提出している場合、取下げには被申立人の同意を要するものとし、被申立人が取下げ通知を受領した日から15日以内に異議を述べないときは、当該取下げに同意したものとみなす。

35.3
仲裁廷が構成された後は、請求取下げの申立ては仲裁廷に対して行わなければならず、仲裁廷は、被申立人に当該申立てについて意見を述べる機会を与えなければならない。仲裁廷は、被申立人が取下げに同意せず、かつ、仲裁廷が紛争を解決することにつき被申立人に正当な利益があると判断する場合を除き、請求取下げの申立てを認めなければならない。

35.4
第35.1条から第35.3条までの規定は、反対請求について準用する。

第36条 早期判断

36.1
当事者は、請求又は抗弁が明らかに維持し得ない又は法的根拠を欠くことを理由として、当該請求又は抗弁についての早期判断を仲裁廷に申し立てることができる。

36.2
請求又は抗弁についての早期判断を求める当事者は、当該請求又は抗弁が提出された後、可能な限り速やかに、その申立てを裏付ける事実及び法的根拠を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならない。仲裁廷は、当事者らに意見を述べる合理的な機会を与えた後、当該申立てを却下するか認めるかを決定し、これを認める場合には、早期判断手続の進め方についても決定しなければならない。

36.3
早期判断の申立てが認められた場合、仲裁廷は、その決定理由を付して、当該申立てについて命令又は仲裁判断を行わなければならない。当該命令又は仲裁判断は、簡略な形式によることができる。仲裁廷は、各当事者に当該申立てについて主張する機会を与えた後、実行可能な限り速やかに、当該命令又は仲裁判断を行わなければならない。

第5章 仲裁判断

第37条 仲裁判断の方式及び効力

37.1
全ての仲裁判断は、書面によらなければならない。当事者間に別段の合意がない限り、各仲裁判断には、その根拠となる理由を記載しなければならない。

37.2
仲裁廷は、仲裁手続の間、異なる争点について異なる時点に個別の仲裁判断を行うことができる。

37.3
各仲裁判断には、その日付を記載し、仲裁廷の全ての構成員が署名しなければならない。過半数に至らない一部の仲裁人が仲裁判断への署名を拒み又は署名しない場合、残りの仲裁人は、署名がない理由を記載しなければならない。仲裁判断は、仲裁地において、仲裁判断に記載された日付に行われたものとみなす。

37.4
仲裁廷は、全ての当事者の合意を得て、その裁量により、仲裁判断に電子署名をすることができる。

37.5
当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、後に一通の文書としてまとめることのできる複数の副本に署名することができる。

37.6
各仲裁判断は、終局的なものであり、当事者を拘束する。仲裁の当事者は、仲裁判断を完全に遵守する義務を負うことを認識し、仲裁判断を遅滞なく履行することを約する。

第38条 同意による仲裁判断

38.1
本規則に基づき仲裁申立書が提出され、費用予納金が納付された後に当事者らが和解に至った場合、仲裁廷は、当事者らの共同の要請により、和解内容を記載した同意による仲裁判断を行うことができる。仲裁廷は、当該仲裁判断に理由を記載する義務を負わない。

38.2
当事者らが同意による仲裁判断を求めない場合、当事者らが和解に至ったことを書面により事務局に確認したときは、未納の費用予納金が当事者らにより納付されることを条件として、仲裁廷の任務は終了し、仲裁手続は終結する。

第39条 終局仲裁判断の期限

39.1
仲裁廷は、最終審問の後又は最終主張書面の受領後、可能な限り速やかに、第39.2条に定める仲裁判断の期限を考慮して、精査のため仲裁判断案を提出する予定日を事務局及び当事者らに通知しなければならない。

39.2
仲裁廷は、仲裁判断において決定すべき事項に関する最終審問の日又は当該事項に関して提出を指示された最終主張書面の提出日のいずれか遅い日から60日以内に、第40条に従い、精査のため仲裁判断案を事務総長に提出しなければならない。仲裁廷は、事務総長又は場合に応じてKCAB裁判所による精査の後15日以内、又はKCAB裁判所が定める追加期間内に、署名済みの仲裁判断を事務局に提出しなければならない。

39.3
KCAB裁判所は、仲裁廷から理由を付した要請がある場合又は職権により、第39.2条に定める仲裁判断の期限を変更することができる。

第40条 仲裁判断の精査

40.1
仲裁廷は、仲裁判断に署名する前に、第39条に定める期限内に、当該仲裁判断を案の形式で事務総長に提出しなければならない。

40.2
事務総長は、仲裁判断の形式について修正を提案することができ、また、紛争を決定する仲裁廷の権限に影響を及ぼすことなく、実体的事項について仲裁廷の注意を喚起することができる。

40.3
事務総長は、紛争の複雑性及び反対意見の有無を含め、自らが関連すると判断する事情を考慮して、仲裁判断案を精査のためKCAB裁判所に付託することを決定することができる。

40.4
仲裁廷は、事務総長又は適切な場合にはKCAB裁判所による仲裁判断の形式についての承認を得るまで、仲裁判断を行うことができない。

第41条 仲裁判断の通知及び寄託

41.1
仲裁判断が行われ、かつ、一方又は双方の当事者により仲裁費用が全額納付されたときは、事務局は、仲裁廷が署名した仲裁判断を当事者らに送付しなければならない。署名済みの仲裁判断が当事者らに送付されたときは、当事者らは、仲裁廷によるその他の形式の通知又は寄託を求める権利を放棄する。

41.2
仲裁廷及び事務局は、仲裁判断について必要となり得るその他の方式を当事者らが履践するに当たり、これを支援しなければならない。

第42条 仲裁判断の訂正及び解釈

42.1
仲裁廷は、職権により、当事者らに意見を述べる機会を与えた後、仲裁判断に含まれる事務的、計算上若しくは誤植による誤り又はこれらと同様の性質の誤りを訂正することができる。ただし、第41.1条に従い当事者らに仲裁判断が通知された日から45日以内に、補遺案を精査のため事務総長に提出しなければならない。

42.2
当事者間に別段の合意がない限り、当事者は、仲裁判断を受領した日から30日以内に、事務局及び仲裁廷に通知することにより、第42.1条に定める誤りの訂正又は当該仲裁判断の解釈を仲裁廷に求めることができる。仲裁廷は、その他の当事者に当該申立てについて意見を述べる機会を与えた後、当該申立てに理由があると判断する場合、その他の当事者に意見を述べるため付与された期限が満了した日から30日以内に、その決定案を精査のため事務総長に提出しなければならない。KCAB裁判所は、必要に応じて当該期限を変更することができる。全ての訂正又は解釈は、書面によるものとし、仲裁判断の一部を構成する。

42.3
第37条、第40条及び第41条の規定は、仲裁判断の訂正及び解釈について準用する。

第43条 追加仲裁判断

43.1
当事者間に別段の合意がない限り、一方の当事者は、仲裁判断を受領した日から30日以内に、事務局及び仲裁廷に通知することにより、仲裁手続において申し立てられたものの仲裁判断で取り扱われていない請求について、追加仲裁判断を行うよう仲裁廷に申し立てることができる。仲裁廷は、当該申立てが正当であると判断する場合、申立てを受領した日から45日以内に、第40条に従い、追加仲裁判断案を精査のため事務総長に提出しなければならない。KCAB裁判所は、必要に応じて当該期限を変更することができる。

43.2
第37条、第40条及び第41条の規定は、追加仲裁判断について準用する。

第44条 仲裁判断の差戻し

裁判所が仲裁判断を仲裁廷に差し戻した場合、本規則は、当該差戻しの条件に従った仲裁手続の管理について、適宜適用する。事務総長又は場合に応じてKCAB裁判所は、仲裁廷が当該差戻しの条件を遵守するために必要な措置を講じることができ、追加の仲裁費用に充てるための予納金を定めることができる。

第6章 迅速手続

第45条 迅速手続の適用

45.1
本規則の本章に定める迅速手続（以下「迅速手続」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

(a) 別紙1第2.2条に従い算定される紛争金額が、次の各号の金額以下である場合
  (i) 本規則における仲裁合意が施行日前に締結された場合は、500,000,000ウォン、又は
  (ii) 本規則における仲裁合意が施行日以降に締結された場合は、4,000,000,000ウォン（ただし500,000,000ウォンを超える場合に限る。）、又は
(b) 当事者らが迅速手続に従う旨を合意した場合

45.2
当事者らが迅速手続を適用しない旨を合意した場合、又は事務総長が諸事情に照らして迅速手続が適切でないと判断した場合、迅速手続は適用しない。

45.3
事務局は、答弁書を受領したとき、答弁書の提出期限が満了したとき、又はその後の適切な時点において、当該仲裁に迅速手続を適用する旨を当事者らに通知する。事務総長が迅速手続を適用しないと判断した場合であっても、いずれの当事者も、当該仲裁に迅速手続を適用するようKCAB裁判所に申し立てることができる。ただし、かかる申立ては、事務局が当事者らに通知した後、合理的に実行可能な限り速やかに、かつ、仲裁廷が構成される前に行わなければならない。

45.4
KCAB裁判所は、事務局を通じて当事者らと協議した後（仲裁廷が既に構成されている場合には、当事者ら及び仲裁廷と協議した後）、当事者の申立て又は職権により、当該仲裁にもはや迅速手続を適用しないことを決定することができる。この場合、KCAB裁判所が仲裁廷を交替させ、及び／又は再構成することが適切であると判断しない限り、当該仲裁廷は存続する。

第46条 迅速手続における仲裁人の選任

46.1
迅速手続により行われる全ての仲裁では、単独仲裁人が選任されなければならない。ただし、施行日前に締結された仲裁合意が3人の仲裁人を定め、かつ、当事者らが事件を単独仲裁人に付託することに合意しない場合は、この限りでない。施行日前に締結された仲裁合意が3人の仲裁人を定める場合、事務局は、事件を単独仲裁人に付託することに合意するよう当事者らに勧めることができる。当事者らがこれに合意しない場合、事件は、仲裁合意に従い3人の仲裁人に付託し、各当事者は、第12条に従い自身の仲裁人を指名する。

46.2
当事者らは、第45.3条に基づく事務局から当事者らへの通知の日から15日以内又は事務局が定める追加期間内に、単独仲裁人を共同で指名することができる。当事者らが当該期限内に単独仲裁人を共同で指名しない場合、又はいずれかの当事者がいつでもその旨を求めた場合、KCAB裁判所は、可能な限り速やかに単独仲裁人を選任しなければならない。

第47条 迅速手続に基づく手続進行

47.1
仲裁廷は、事件記録の送付を受けた日から15日以内に、仲裁手続の日程表を定めるため、当事者らと準備会合を開催しなければならない。事務総長は、仲裁廷による理由を付した要請又は職権により、必要と判断したときは、当該期限を延長することができる。

47.2
仲裁廷は、迅速手続における期限を考慮し、手続を迅速に進めるための措置を講ずる権限を有する。

47.3
仲裁廷は、当事者らと協議した後、主張書面及び証人陳述書の数、長さ及び範囲を制限し、又は文書開示要求を認めないことを決定することができる。

47.4
当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、当事者らと協議した後、書面のみに基づき仲裁手続を行うことを決定することができる。

47.5
審問を開催する場合、審問は1回に限る。ただし、仲裁廷が例外的な事情により追加の審問を開催する必要があると判断する場合は、この限りでない。

47.6
仲裁廷は、当事者らが合意し、又は仲裁廷が対面若しくは対面及びオンラインを組み合わせた審問を行うことが適切であると判断する場合を除き、ビデオ会議、電話その他仲裁廷が適切と判断する電磁的通信の方法により、オンラインで審問を開催しなければならない。

第48条 迅速手続における仲裁判断

48.1
仲裁判断は、仲裁廷が構成された日から6箇月以内に行わなければならない。ただし、KCAB裁判所は、職権又は仲裁廷による理由を付した要請により、当該期限を変更することができる。

48.2
仲裁廷は、仲裁判断の根拠となる理由を簡略な形式で記載することができる。ただし、当事者らが仲裁判断に理由が付されないことに合意していた場合は、この限りでない。

48.3
第48.1条にかかわらず、仲裁廷は、審問が完了した日若しくは最後の書面提出があった日のいずれか遅い日から30日以内、又はKCAB裁判所が定める追加期間内に、第40条に従い、精査のため仲裁判断案を事務総長に提出しなければならない。仲裁廷は、事務総長又は場合に応じてKCAB裁判所による精査後10日以内、又はKCAB裁判所が定める追加期間内に、仲裁判断を行わなければならない。

第49条 準用

本章に定めのない事項については、本規則の規定を準用する。

第7章 ファストトラック手続

第50条 ファストトラック手続の適用

50.1
本規則の本章に定めるファストトラック手続（以下「ファストトラック手続」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

(a) 別紙1第2.2条に従い算定される紛争金額が500,000,000ウォン以下である場合、又は
(b) 当事者らがファストトラック手続に従う旨を合意した場合

50.2
本規則における仲裁合意が施行日前に締結された場合、当事者らがファストトラック手続を適用しない旨を合意した場合、又は事務総長がファストトラック手続が仲裁合意と適合的でない若しくは適切でないと判断した場合、ファストトラック手続は適用しない。

50.3
事務局は、答弁書を受領したとき、答弁書の提出期限が満了したとき、又はその後の適切な時点において、当該仲裁にファストトラック手続を適用する旨を当事者らに通知する。事務総長がファストトラック手続を適用しないと判断した場合であっても、いずれの当事者も、当該仲裁にファストトラック手続を適用するようKCAB裁判所に申し立てることができる。ただし、かかる申立ては、事務局が当事者らに通知した後、合理的に実行可能な限り速やかに、かつ、仲裁廷が構成される前に行わなければならない。

50.4
KCAB裁判所は、事務局を通じて当事者らと協議した後（仲裁廷が既に構成されている場合には、当事者ら及び仲裁廷と協議した後）、当事者の申立て又は職権により、当該仲裁事件にもはやファストトラック手続を適用しないことを決定することができる。この場合、KCAB裁判所が仲裁廷を交替させ、及び／又は再構成することが適切であると判断しない限り、当該仲裁廷は存続する。

第51条 ファストトラック手続における仲裁人の選任

51.1
ファストトラック手続により行われる全ての仲裁では、単独仲裁人が選任されなければならない。ただし、KCAB裁判所が、仲裁合意の定めるとおり3人の仲裁人に事件を付託することが適切であると判断する場合は、この限りでない。

51.2
当事者らは、第50.3条に基づく事務局から当事者らへの通知の日から5日以内又は事務局が定める追加期間内に、単独仲裁人を共同で指名することができる。当事者らが当該期限内に単独仲裁人を共同で指名しない場合、又はいずれかの当事者がいつでもその旨を求めた場合、KCAB裁判所は、可能な限り速やかに単独仲裁人を選任しなければならない。

第52条 ファストトラック手続に基づく手続進行

52.1
仲裁廷は、事件記録の送付を受けた日から7日以内に、仲裁手続の日程表を定めるため、当事者らと準備会合を開催しなければならない。事務総長は、仲裁廷による理由を付した要請又は職権により、必要と判断したときは、当該期限を延長することができる。

52.2
仲裁廷は、ファストトラック手続における期限を考慮し、手続を迅速に進めるための措置を講ずる権限を有する。

52.3
仲裁廷が当事者らの意見を考慮した上で別段の決定をしない限り、次の各号による。

(a) 仲裁廷は、主張書面及びこれに伴う証拠書類に基づき判断するものとし、かつ、
(b) いずれの当事者も、文書開示を求め、又は事実証人若しくは専門家証人の証拠を提出する権利を有しない。

52.4
仲裁廷が、職権又はいずれかの当事者の申立てにより、諸事情に照らして審問が必要であると判断しない限り、審問は開催しない。審問を開催する場合、審問は1回に限る。ただし、仲裁廷が例外的な事情により追加の審問を開催する必要があると判断する場合は、この限りでない。

52.5
仲裁廷は、当事者らが合意し、又は仲裁廷が対面若しくは対面及びオンラインを組み合わせた審問を行うことが適切であると判断する場合を除き、ビデオ会議、電話その他仲裁廷が適切と判断する電磁的通信の方法により、オンラインで審問を開催しなければならない。

第53条 ファストトラック手続における仲裁判断

53.1
仲裁判断は、仲裁廷が構成された日から3箇月以内に行わなければならない。ただし、KCAB裁判所は、職権又は仲裁廷による理由を付した要請により、当該期限を変更することができる。

53.2
仲裁廷は、仲裁判断の根拠となる理由を簡略な形式で記載することができる。ただし、当事者らが仲裁判断に理由が付されないことに合意していた場合は、この限りでない。

53.3
第53.1条にかかわらず、仲裁廷は、審問が完了した日若しくは最後の書面提出があった日のいずれか遅い日から15日以内、又はKCAB裁判所が定める追加期間内に、第40条に従い、精査のため仲裁判断案を事務総長に提出しなければならない。仲裁廷は、事務総長又は場合に応じてKCAB裁判所による精査後5日以内、又はKCAB裁判所が定める追加期間内に、仲裁判断を行わなければならない。

53.4
第49条の規定は、ファストトラック手続について準用する。

第8章 費用

第54条 仲裁費用の予納

54.1
当事者らは、仲裁費用に充てるため、事務総長が定める金額を予納しなければならない。管理料金及び仲裁人の報酬を含む費用予納金は、別紙1（申立料金及び管理料金に関する規程）及び別紙2（仲裁人の報酬及び経費に関する規程）に従い算定する。費用予納金は、事務総長が定める方法により納付し、事務総長は、仲裁手続中いつでもこれを調整することができる。

54.2
第20条に従い請求又は反対請求が変更され、紛争金額が減額された場合であっても、事務総長が別段の決定をしない限り、費用予納金は、減額又は返還されない。

54.3
当事者らは、費用予納金の納付について連帯して責任を負う。

54.4
当事者間の別段の合意又は事務総長による別段の決定がない限り、費用予納金は、申立人と被申立人が均等に納付しなければならない。

54.5
申立人又は被申立人が複数の当事者により構成される場合、当該複数の当事者は、費用予納金の納付について連帯して責任を負う。当事者間に別段の合意がない限り、当該複数の当事者は、均等に納付しなければならない。

54.6
被申立人が反対請求を提出した場合、事務総長は、請求及び反対請求について別個の費用予納金を定めることができる。事務総長が別個の費用予納金を定めた場合、各当事者は、自己の請求又は反対請求に対応する費用予納金を納付しなければならない。

54.7
いずれかの当事者が、第54.1条から第54.6条までに従い事務総長が定めた費用予納金を納付しない場合、次の各号による。

(a) 仲裁廷が構成される前は、事務総長は、その満了時に関連する請求が取り下げられたものとみなされる期限を定めることができる。この場合であっても、当該請求を後に別の手続において再度申し立てることは妨げられない。

(b) 仲裁廷が構成された後は、事務総長は、仲裁廷と協議した後、関連する請求に関する任務を停止するよう仲裁廷に指示し、その満了時に当該請求が取り下げられたものとみなされる期限を定めることができる。この場合であっても、当該請求を後に別の手続において再度申し立てることは妨げられない。

54.8
いずれの当事者も、他の当事者が自己の費用予納金の負担部分を納付しない場合、当該他の当事者の負担部分を納付することを妨げられない。この場合、全額を納付した当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断により、当該他の当事者にその負担部分を支払うよう命ずることを申し立てることができる。

54.9
KCAB裁判所は、手続の終了時に、仲裁費用を決定しなければならない。費用予納金の未使用残額は、当事者らが納付した割合に応じて、又は仲裁廷が別段の指示をした場合にはその指示に従い、当事者らに返還する。

54.10
費用予納金に対する利息は、返還しない。

第55条 仲裁費用の分担

55.1
仲裁費用の金額は、別紙1（申立料金及び管理料金に関する規程）及び別紙2（仲裁人の報酬及び経費に関する規程）に従い、KCAB裁判所が定める。

55.2
管理料金を含む仲裁費用は、原則として、敗訴した当事者が負担する。ただし、仲裁廷は、仲裁手続における各当事者の行為を含む事件の諸事情を考慮し、自らが適切と判断する方法により、当事者らに仲裁費用を分担させることができる。

55.3
仲裁廷は、各仲裁判断において仲裁費用の分担を定めなければならない。ただし、暫定仲裁判断、中間仲裁判断又は一部仲裁判断の場合、仲裁廷は、その裁量により、仲裁費用の分担の決定を終局仲裁判断まで延期することができる。

第56条 当事者が負担した費用

弁護士費用並びに専門家、通訳及び証人のための費用を含め、当事者らが手続に関連して負担した法的費用及び必要経費は、仲裁廷が終局仲裁判断において分担を定める。当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、事件の諸事情を考慮し、自らが適切と判断する方法により、手続中に生じた法的費用及び必要経費の全部又は一部の分担を定める権限を有する。

第9章 その他

第57条 放棄

本規則の規定、仲裁合意の要件、仲裁手続に関するその他の規則又は事務局若しくは仲裁廷の指示が遵守されていないことを知り、又は合理的に知るべきであったにもかかわらず、仲裁手続を進め、かつ、遅滞なく事務局又は仲裁廷に対して書面による異議を述べなかった当事者は、それぞれについて異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

第58条 免責

仲裁人、緊急仲裁人、仲裁廷補助者（又は仲裁廷が選任した者）、KCAB裁判所及びその構成員、並びにKCAB国際仲裁センター及びその職員は、本規則に基づき行われる仲裁に関連する作為又は不作為について、当該作為又は不作為が故意の不正行為又は無謀な行為に該当することが証明されない限り、責任を負わない。

第59条 秘密保持

59.1
当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続及びその記録は、秘密として取り扱い、非公開とする。

59.2
仲裁廷は、いずれかの当事者の申立てにより、仲裁手続又は仲裁に関連するその他の事項の秘密保持を命令し、営業秘密及び秘密情報を保護するための措置を講ずることができる。

59.3
仲裁人、緊急仲裁人、仲裁廷補助者（又は仲裁廷が選任した者）、当事者及びその代理人、証人、専門家、通訳人、翻訳者及び第三者資金提供者、KCAB裁判所及びその構成員、並びにKCAB国際仲裁センター及びその職員は、当事者間の別段の合意がある場合又は法令により要求される場合を除き、仲裁に関連する情報又は文書を開示してはならない。

59.4
第59.1条、第59.2条及び第59.3条にかかわらず、KCAB国際仲裁センターは、名称、場所、日付など当事者又は紛争を特定することができる情報を削除した後、仲裁判断を公開することができる。ただし、事務局が定める期間内に当事者らが当該公開に明示的に反対しない場合に限る。

第60条 情報セキュリティ

60.1
当事者らは、仲裁に関連して共有、保存又は処理される情報を保護するための合理的な措置について合意することができる。

60.2
仲裁廷は、第60.1条に定める情報セキュリティ措置について当事者らと協議しなければならない。仲裁廷は、事件の諸事情及び関連する情報セキュリティのベストプラクティスを考慮し、当事者らと協議した後、仲裁に関連して共有、保存又は処理される情報の安全を保護するため、当事者らに指示を与えることができる。

60.3
仲裁廷は、仲裁手続に適用する具体的な情報セキュリティ措置を決定する権限を有する。仲裁廷は、事件の状況の変化を考慮し、いずれかの当事者の申立てにより又は職権により、仲裁について従前に定められた措置を変更することができる。

別紙1：申立料金及び管理料金に関する規程

第1条 申立料金

1.1
申立人は、申立書を提出する際、次の表に定める申立料金を納付しなければならない。

紛争金額（ウォン）	申立料金
50,000,000 以下	200,000 ウォン
50,000,000 超 200,000,000 以下	500,000 ウォン
200,000,000 超	2,000,000 ウォン

ただし、事務総長は、その裁量により、請求金額がKCAB国際仲裁センターの定める一定金額以下である場合、申立料金の納付を免除することができる。

1.2
申立人が申立料金を納付するまで、事務局は、仲裁手続を進めない。

1.3
申立料金は、返還しない。

1.4
別紙1第1.1条から第1.3条までの規定は、反対請求について準用する。

第2条 管理料金

2.1
KCAB国際仲裁センターの管理料金は、次の表に定める紛争金額に基づき算定する。ただし、管理料金の上限額は、150,000,000ウォンとする。例外的な事情がある場合又は当事者らが追加サービスについて合意した場合、KCAB裁判所は、第55.1条に従い管理料金を定めるに当たり、次の表に定める管理料金の上限額を含め、当該表によらないことができる。

紛争金額（ウォン）	管理料金（ウォン）
10,000,000 以下	10% (最低100,000ウォン)
10,000,000 超 50,000,000 以下	1,000,000+ (紛争金額−10,000,000) ×2%
50,000,000 超 100,000,000 以下	1,800,000+ (紛争金額−50,000,000) ×1.4%
100,000,000 超 500,000,000 以下	2,500,000+ (紛争金額−100,000,000) ×1%
500,000,000 超 4,000,000,000 以下	6,500,000+ (紛争金額−500,000,000) ×0.67%
4,000,000,000 超 10,000,000,000 以下	29,950,000+ (紛争金額−4,000,000,000) ×0.24%
10,000,000,000 超 50,000,000,000 以下	44,350,000+ (紛争金額−10,000,000,000) ×0.072%
50,000,000,000 超 100,000,000,000 以下	73,150,000+ (紛争金額−50,000,000,000) ×0.033%
100,000,000,000 超 200,000,000,000 以下	89,650,000+ (紛争金額−100,000,000,000) ×0.0085%
200,000,000,000 超	98,150,000+ (紛争金額−200,000,000,000) ×0.0042% 上限150,000,000ウォン

紛争金額が数値化されていない場合、管理料金は、第54.1条に従い費用予納金を定めるときは事務総長の裁量により、第55.1条に従い仲裁費用を定めるときはKCAB裁判所の裁量により、事件の諸事情を考慮して定める。

2.2
紛争金額を算定する場合、次の各号による。

(a) 請求及び反対請求は、相殺又は交差請求とともに合算する。
(b) 利息の請求金額は、事務総長又は場合に応じてKCAB裁判所がこれを考慮することが適切であると判断しない限り、算入しない。
(c) 紛争金額が数値化されていない場合、事務局は、関連する当事者に対し、請求の金銭的価値の見積額を提示するよう求める。

2.3
仲裁判断が行われる前に申立書が取り下げられ、又は当事者間で事件が和解により解決された場合、事務局は、本規則第54.9条に従いKCAB裁判所の決定により管理料金の一部を返還することができる。

第3条 緊急仲裁人手続の管理料金

3.1
本規則の別紙3（緊急仲裁人による緊急措置）に従い緊急措置を申し立てる当事者は、当該申立ての提出時に、5,000,000ウォンの管理料金を納付しなければならない。

3.2
緊急仲裁人の選任前に申立てが取り下げられた場合、管理料金は、当該申立当事者に返還する。

別紙2：仲裁人の報酬及び経費に関する規程

第1条 仲裁人の報酬

1.1

仲裁廷の報酬は、別紙2第1.2条に定める報酬表に従い、紛争金額に基づきKCAB裁判所が定める。例外的な事情がある場合、KCAB裁判所は、紛争金額が15,000,000,000ウォンを超え、かつ、当事者らが仲裁人の確認又は選任前に合意した場合に限り、別紙2第1.3条に従い、時間単価に基づき仲裁廷の報酬を定めることができる。

1.2

第55.1条に従い各仲裁人の報酬を定めるに当たり、KCAB裁判所は、紛争の性質及び複雑性、紛争金額、仲裁人の勤勉性及び効率性、仲裁人が費やした時間、仲裁人による仲裁判断案の提出の適時性、並びにその他の関連要素を考慮しなければならない。当該報酬は、仲裁人1人を基準として定められた次の表に掲げる下限額と上限額の間で、又は例外的な事情がある場合には当該金額を下回り若しくは上回る金額で定める。ただし、当該報酬は、2,000,000,000ウォンを超えてはならない。

(単位：ウォン)

紛争金額	仲裁人1人当たりの報酬	
	下限	上限
50,000,000 以下	2,200,000	4,400,000
50,000,000 超 100,000,000 以下	2,200,000+2.4%× (紛争金額−50,000,000)	4,400,000+12%× (紛争金額−50,000,000)
100,000,000 超 500,000,000 以下	3,400,000+1.35%× (紛争金額−100,000,000)	10,400,000+5.7%× (紛争金額−100,000,000)
500,000,000 超 1,000,000,000 以下	8,800,000+1%× (紛争金額−500,000,000)	33,200,000+5%× (紛争金額−500,000,000)
1,000,000,000 超 5,000,000,000 以下	13,800,000+0.45%× (紛争金額−1,000,000,000)	58,200,000+1.9%× (紛争金額−1,000,000,000)
5,000,000,000 超 10,000,000,000 以下	31,800,000+0.132%× (紛争金額−5,000,000,000)	134,200,000+0.66%× (紛争金額−5,000,000,000)
10,000,000,000 超 50,000,000,000 以下	38,400,000+0.0625%× (紛争金額−10,000,000,000)	167,200,000+0.25%× (紛争金額−10,000,000,000)
50,000,000,000 超 100,000,000,000 以下	63,400,000+0.0255%× (紛争金額−50,000,000,000)	267,200,000+0.119%× (紛争金額−50,000,000,000)
100,000,000,000 超 200,000,000,000 以下	76,150,000+0.02%× (紛争金額−100,000,000,000)	326,700,000+0.1%× (紛争金額−100,000,000,000)
200,000,000,000 超 500,000,000,000 以下	96,150,000+0.012%× (紛争金額−200,000,000,000)	426,700,000+0.057%× (紛争金額−200,000,000,000)
500,000,000,000 超	132,150,000+0.0058%× (紛争金額−500,000,000,000)	597,700,000+0.028%× (紛争金額−500,000,000,000)
	上限2,000,000,000ウォン	

1.3
仲裁人の報酬を時間単価に基づき定める場合、次の各号による。

(a) 事務局は、各仲裁人及び場合に応じて指名する当事者又は共同仲裁人が、当該仲裁人の確認前に、適用する時間単価について合意するようにしなければならない。
(b) 仲裁人の時間単価について合意がない場合、又はKCAB裁判所が仲裁人を選任する場合、KCAB裁判所は、当該仲裁人の時間単価を定める。
(c) 適用する時間単価は、事件の性質及び複雑性を含む当該事件の個別事情に照らして適切なものでなければならない。
(d) 合意による仲裁人の時間単価は、1,000,000ウォンを超えてはならない。
(e) 当事者らが明示的に合意した場合、又はKCAB裁判所の長が例外的な事情があるとしてその旨を決定した場合、より高い時間単価を請求することができる。

1.4
紛争金額の算定については、別紙1第2.2条の規定を準用する。

1.5
仲裁判断が行われる前に申立書が取り下げられ、又は当事者間で仲裁が和解により解決された場合、事務局は、本規則第54.9条に従いKCAB裁判所が定める報酬を仲裁人に支払う。

第2条 仲裁人の経費

緊急仲裁人を含む仲裁人の合理的な経費は、KCAB裁判所又は適切な場合にはKCAB裁判所の長の決定に従い、償還する。

第3条 緊急仲裁人の報酬

3.1
緊急仲裁人の報酬は、20,000,000ウォンとする。

3.2
緊急仲裁人が緊急措置について決定する前に緊急仲裁人手続が終了した場合、KCAB裁判所の長は、審問の開催の有無を含む全ての事情を考慮し、適切と判断するときは、緊急仲裁人の報酬を減額することができる。この場合、事務局は、減額された報酬を遅滞なく緊急仲裁人に通知しなければならない。

第4条 仲裁廷補助者の報酬及び経費

別段の合意がない限り、仲裁廷補助者の合理的な経費は、当事者らから償還を受けることができる。ただし、仲裁廷補助者に支払う報酬は、全ての仲裁人に支払う報酬総額から支払うものとし、仲裁費用の総額を増加させてはならない。

別紙3：緊急仲裁人による緊急措置

第1条 緊急措置の申立て

1.1
第33条に従い緊急の保全又は暫定措置を求める当事者は、申立書の提出前、提出と同時若しくは提出後（ただし、仲裁廷が構成される前に限る）、緊急仲裁人による保全又は暫定措置（以下「緊急措置」という。）を事務局に書面により申し立てることができる。

1.2
緊急措置申立書には、次の各号の事項を記載しなければならない。

(a) 全ての当事者及び（代理人を選任している場合には）代理人の氏名又は名称、住所、国番号及び地域番号を含む電話番号及びファクシミリ番号、並びに電子メールアドレス
(b) 紛争の概要
(c) 当事者が求める緊急措置の内容
(d) 援用する仲裁合意、並びに
(e) 緊急措置の必要性を裏付ける具体的な事実

1.3
緊急措置申立書には、仲裁合意の写し及び申立書が提出されている場合にはその写しを添付しなければならない。

1.4
緊急措置を申し立てる当事者は、緊急措置申立書を提出する際、別紙1第3条に定めるKCAB国際仲裁センターの管理料金及び別紙2第3条に定める緊急仲裁人の報酬を予納しなければならない。

1.5
上記別紙3第1.4条に従い当該料金及び報酬が全額納付されるまで、緊急措置申立書は、事務局に受領されたものとみなさない。

1.6
緊急措置申立書の提出については、本規則第4.1条、第8.4条及び第8.5条の規定を準用する。

第2条 緊急仲裁人の選任

2.1
KCAB裁判所の長は、単独緊急仲裁人を選任する。

2.2
緊急仲裁人は、常に公正かつ独立していなければならない。

2.3
緊急仲裁人候補者は、その選任に先立ち、受諾書及び自己の公正性又は独立性に関して合理的な疑いを惹起し得る事情を記載した対応可能性・公正性・独立性に関する書面を事務局に提出しなければならない。

2.4
緊急措置申立書が別紙3第1条に定める全ての要件を満たし、かつ、KCAB裁判所の長が、その裁量により、緊急仲裁人を選任することが適切であると判断した場合、KCAB裁判所の長は、事務局が緊急措置申立書を受領した日から2日以内に、緊急仲裁人を選任しなければならない。

2.5
緊急仲裁人が選任されたときは、事務局は、緊急仲裁人の受諾書及び対応可能性・公正性・独立性に関する書面の写しとともに、選任通知書を当事者らに送付しなければならない。

第3条 緊急仲裁人の忌避

いずれの当事者も、選任通知書を受領した日又は緊急仲裁人の公正性若しくは独立性に関して合理的な疑いを惹起する事情を知った日のいずれか遅い日から2日以内に、忌避申立ての根拠となる事実及び事情を記載した書面を事務局に提出することにより、緊急仲裁人の忌避を申し立てることができる。忌避申立てについては、事務局が定める適切な期間内に緊急仲裁人及びその他の当事者に書面により意見を述べる機会を与えた後、KCAB裁判所の長が決定する。

第4条 緊急仲裁人手続の地

4.1
当事者らが仲裁地について合意している場合、当該仲裁地を緊急仲裁人手続の地とする。かかる合意がない場合、緊急仲裁人が別段の決定をしない限り、緊急仲裁人手続の地は、大韓民国ソウルとする。緊急仲裁人手続の地の決定は、本規則第25.1条に従う仲裁地の決定に影響を及ぼさない。

4.2
緊急仲裁人は、自らが適切と判断する場所において、会議又は審問を行うことができる。

第5条 緊急仲裁人手続の進行

5.1
緊急仲裁人は、緊急仲裁人手続に内在する緊急性を考慮し、自らが適切と判断する方法により当該手続を進めなければならない。

5.2
緊急仲裁人は、仲裁廷の決定に影響を及ぼすことなく、自己の仲裁権限について判断する権限を有する。

5.3
緊急仲裁人は、その選任後2日以内に、緊急措置手続の日程表を作成しなければならない。

5.4
当事者間に別段の合意がない限り、緊急仲裁人は、書面のみに基づき緊急仲裁人手続を行うことを決定することができる。審問を開催する場合、本規則第31.2条から第31.6条までの規定を当該審問について準用する。

第6条 緊急仲裁人の決定

6.1
緊急仲裁人の決定は、命令又は暫定仲裁判断の形式による。緊急仲裁人は、自らが適切と判断する緊急措置を命令又は暫定仲裁判断により決定することができ、別紙3第6.5条に従い、当該命令又は暫定仲裁判断を変更し、停止し、又は終了させることができる。

6.2
緊急仲裁人は、その選任の日から15日以内に、緊急措置申立てについて決定しなければならず、この期限を延長することはできない。ただし、事務総長は、全ての当事者の合意がある場合又は事件が複雑であるなど例外的な事情がある場合、当該期限を延長することができる。

6.3
緊急仲裁人は、適切な担保の提供を求めることを含め、自らが適切と判断する条件を付して、命令又は暫定仲裁判断を行うことができる。

6.4
当事者らは、緊急仲裁人の命令又は暫定仲裁判断が、仲裁判断と同様の方法により直ちに執行可能であることに合意する。当事者らは、緊急仲裁人が命じた緊急措置に拘束され、これを履行しなければならない。緊急措置は、仲裁廷が構成された時点で仲裁廷による保全措置及び暫定措置とみなす。緊急措置は、仲裁廷が別紙3第6.7条に従いこれを変更し、停止し、又は終了させるまで効力を有する。

6.5
仲裁廷が構成される前は、緊急仲裁人は、いずれかの当事者の申立てにより又は職権により、次の各号の措置を講ずることができる。

(a) 緊急仲裁人の命令又は暫定仲裁判断の全部又は一部を変更し、停止し、又は終了させること
(b) 緊急仲裁人の命令又は暫定仲裁判断における計算上、事務上若しくは誤植による誤り、曖昧な点又はこれらと同様の性質の誤りを訂正すること、及び／又は
(c) 緊急仲裁人手続において申し立てられたものの、緊急仲裁人の命令又は暫定仲裁判断で決定されていない緊急措置申立てについて、追加の命令を行うこと

6.6
緊急措置は、次の各号のいずれかの場合、効力を失う。

(a) 当事者らがその旨を合意した場合
(b) 緊急仲裁人又は仲裁廷がその旨を決定した場合
(c) 当事者らが期限を延長することに合意し、又はKCAB裁判所の長が期限を延長することが適切であると判断する場合を除き、緊急措置を認める決定の日から3箇月以内に仲裁廷が構成されない場合、又は
(d) 請求の取下げ又は費用予納金の不納付等、何らかの理由により仲裁手続を継続する必要がなくなり又は継続が不可能となったため、仲裁手続が終了した場合

6.7
仲裁廷は、緊急措置の全部又は一部を承認し、変更し、停止し、又は終了させることができる。緊急措置に関する緊急仲裁人の決定は、仲裁廷を拘束しない。

6.8
緊急仲裁人の権限は、仲裁廷が構成された時に終了する。

6.9
当事者らが書面により別段の合意をしない限り、緊急仲裁人は、同一の紛争について仲裁人を務めることができない。

第7条 緊急仲裁人手続の費用

緊急仲裁人は、仲裁廷が最終的に当該費用の分担を決定する権限を有することを条件として、別紙3に基づく緊急措置申立てに関連する費用（以下「緊急措置費用」という。）の全部又は一部の分担を定めることができる。緊急措置費用には、KCAB国際仲裁センターの緊急仲裁人手続の管理料金、緊急仲裁人の報酬及び経費、並びに緊急仲裁人手続に関連して当事者らが負担した法的費用その他の必要経費が含まれる。

第8条 準用

緊急仲裁人及び緊急仲裁人手続の性質に反しない限り、緊急仲裁人及び緊急仲裁人手続については、本規則の規定を準用する。

大韓商事仲裁院(KCAB) 国際仲裁規則

大韓商事仲裁院(KCAB)
ソウル特別市 江南区 永東大路 511, 18階
電話 82-2-551-2000/19 Fax 82-2-551-2020
http://www.kcab.or.kr

モデル仲裁条項

将来の紛争に関するモデル仲裁条項

本契約から生じ又はこれに関連する一切の紛争は、大韓商事仲裁院の国際仲裁規則に従って仲裁により終局的に解決するものとする。

仲裁人の数は、_____［1人又は3人を選択］とする。

仲裁地は、_____［仲裁地を指定（例：大韓民国ソウル）］とする。

仲裁言語は、_____［言語を指定］とする。

本仲裁合意の準拠法は、_____［準拠法を指定（例：韓国法）］とする。

既存の紛争に関する仲裁合意

下記署名当事者は、以下の紛争を、大韓商事仲裁院の国際仲裁規則に従って仲裁により終局的に解決することに合意する。

［紛争の概要を簡潔に記載］

仲裁人の数は、_____［1人又は3人を選択］とする。

仲裁地は、_____［仲裁地を指定（例：大韓民国ソウル）］とする。

仲裁言語は、_____［言語を指定］とする。

本仲裁合意の準拠法は、_____［準拠法を指定（例：韓国法）］とする。

http://www.kcab.or.kr

KCAB
Korean Commercial Arbitration Board

18th Floor, 511, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul, 06164, KOREA
TEL 82-2-551-2000/19　FAX 82-2-551-2020